

明治大学体育会競走部ファンクラブ会員規約

第1条（名称）

このクラブの名称は「明治大学体育会競走部ファンクラブ」（以下「本クラブ」といいます）とします。

第2条（適用範囲）

本規約は、一般社団法人明大アスレチックマネジメント（以下「当法人」と称します）が運営する本クラブに関し、第4条に定める会員（以下「会員」といいます）による、当法人が別途定める各種特典を含むサービス（以下「本サービス」といいます）の利用及びこれに関連する事項の一切に適用され、会員はそれに同意するものとします。

第3条（目的）

本クラブは、明治大学体育会競走部及び所属選手、スタッフを応援・サポートする活動の活性化を目的とするクラブ組織です。

第4条（会員資格）

1. 本規約に定める会員とは、第6条に定める本クラブへの入会申込により入会した者となります。
2. 会員は、本クラブの会員資格を第三者へ譲渡することは出来ません。
3. 会員が18歳以下の場合は、必ず親権者または後見人の同意を必要とします。
4. 申込者が以下の各号に該当する場合には、本クラブへの入会を承認しないものとします。
 - (1) 申込者が暴力団、暴力団関係企業・団体その他の反社会的組織に所属している、またはこれらと密接な関係を有していると当法人が判断する場合
 - (2) 申込者が過去に規約の違反等により、本クラブの入会を拒否された場合または会員資格の失効処分となった場合
 - (3) 入会申込の記載内容に虚偽があった場合または記入漏れ等がある場合
 - (4) 事務局からの送付物の送付先が日本国外にある場合
 - (5) その他、当法人が本クラブの会員とすることが不適當であると判断する場合

第5条（会員種別）

本クラブの会員は、以下のいずれかの会員種別に所属するものとします。

- (1) レギュラー会員（個人）
- (2) ゴールド会員（個人）
- (3) 法人会員（法人）

第6条（入会手続き）

1. 本クラブへ入会を希望する方は、本規約に同意の上、明治大学体育会競走部ファンクラブ事務局（以下「事務局」という）へ、所定の申し込み方法にて入会の申し込みを行うこととします。
2. 本クラブの入会手続きは、前項による申し込み後、事務局が入会金・年会費の納付を確認し、入会登録処理を完了した時点で会員となります。

第7条（会費）

1. 本クラブの年会費は、以下の通りです。

【年会費】

レギュラー会員	3,300 円（税込）
ゴールド会員	10,000 円（税込）
法人会員	1 □ 30,000 円（税込）

2. 支払い済みの年会費は第16条における退会の場合も含め、いかなる理由であっても返金いたしません。
3. 入会申し込み後に年会費の支払を怠った場合は、権利を喪失します。

第8条（会員特典）

1. 会員は、別途定める本クラブに関する各種の特典を受けることができます。
2. 各種特典について、追加、変更が生じた場合は社団ホームページへの掲載を以って会員へ通知するものとします。

第9条（会員番号）

1. 事務局は入会手続きが完了した会員に対し、会員毎に会員番号を設定します。ただし、会員が自身の会員番号を自由に選択することはできません

第10条（届出事項の変更）

1. 会員は、届出事項（住所・氏名・電話番号等）に変更が生じた場合は、速やかに本クラブへ届け出るものとします。
2. 会員が前項の届出をしないことにより、本クラブからの送付物等が延着または不着となった場合、当法人及び本クラブは一切の責任を負いません。

第11条（会員資格の有効期限）

1. 会員資格の有効期限は、入会当該年の翌年3月末日までとします。なお、有効期間の途中で入会の場合も有効期間の終了日は変わらず、また、年会費は減額されないものとします。

第12条（会員資格の更新）

会員は、前条の有効期限満了の2か月前頃から次シーズン（毎年4月1日から翌年3月末日までのシーズン）の更新手続きを行うことができるものとします。

第13条（自己責任の原則）

1. 会員は、本サービスを利用してなされた行為及びその結果について、一切の責任を負うものとし、本クラブ及び当法人に対して何等の迷惑又は損害を与えないものとします。
2. 本サービスの利用に関連して、会員が第三者に対して損害を与えた場合、又は会員と第三者の間で紛争が生じた場合、当該会員は、自己の責任と費用でこれを解決するものとし、当法人及び本クラブは一切の責任を負わないものとします。但し、当法人の責に帰すべき事由による損害についてはこの限りではありません。
3. 会員は、第三者の行為に対する要望、疑問又はクレームがある場合は、当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。

4. 当法人は、本クラブ及び本サービスの利用により発生した会員の損害一切に対し、いかなる責任も負わないものとし、あらゆる損害賠償責任から免れるものとする。但し、当法人の責に帰すべき事由による損害についてはこの限りではありません。

5. 本サービスの利用に関連して会員が当法人以外の第三者から損害を受けた場合、当法人は、いかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償責任から免れるものとし、当法人の責に帰すべき事由による損害についてはこの限りではありません。

6. 当法人又は本クラブは、自らの責に帰すべき事由（故意又は重過失の場合は除く）に基づき会員に対し損害賠償責任等を負担する場合、その賠償の範囲は第7条第1項の年会費を上限とする。なお、本規約で定める当法人又は本クラブの責任についても全て同様とする。

第14条（営業行為等の禁止等）

1. 会員は、その資格を利用して入手した品物をインターネットオークションへ出品する等本クラブ及び本サービスに関し営利を目的とする行為並びにその準備を目的とする行為を行ってはなりません。

2. 会員が前項に該当する行為を行ったと思量される場合、当法人は、事実関係の調査が完了するまでの間、当該会員に対して本サービスの全部又は一部の提供を停止することができます。

第15条（その他禁止事項）

1. 会員は、本クラブ及び本サービスに関し、以下の各号の行為を行ってはなりません。

（1）当法人若しくは第三者の著作権、商標権等の知的所有権を侵害する行為、又はそのおそれがある行為 第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれがある行為

（2）第三者になりすまして本クラブに入会する行為

（3）他の会員になりすまして本サービスを利用する行為

（4）第三者に本サービスを利用させる行為

（5）会員証、会員番号、パスワード、本クラブの特典の品物等を第三者に譲渡する行為

（6）当法人若しくは第三者を誹謗中傷し、又は当法人若しくは第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為

（7）本クラブの運営を妨げるような行為

（8）前各号の他、本規約等本クラブに関する規則、法令若しくは公序良俗に違反する行為、又はそれらのおそれがある行為

（9）前各号の行為を第三者に行わせる行為

(10) その他当法人が不適切と判断する行為

第16条 (退会)

1. 会員は会員期限内であっても、所定の手続きを行うことにより、随時、本クラブを退会することができます。ただしこの場合、支払い済みの年会費等について、名目の如何を問わず、当法人は当該会員に対して返還の義務を負わないものとします。
2. 会員が死亡した場合も前項と同様とします。
3. 会員が、本規約に違反する行為、その他本クラブの運営の妨げとなる行為を行った場合、当法人は、当該会員に対して退会、一定期間の会員資格停止、特典の利用中止他、相当な処分を行うことができるものとします。会員は当法人が行った処分に従うものとし、何らの異議等を申し立てないものとします。

第17条 (WEB サイトの利用)

1. 会員が本クラブのファンクラブサイト等を利用する場合、本クラブが定めるWEB 利用規約及びそれに関連するその他の規約に同意したものとみなします。
2. 当法人は、本クラブのファンクラブサイト等においてそのテーマに則さない内容その他運営上不適当と判断した内容を掲載停止又は削除することがあります。ただし、当法人は、当該内容等を掲載停止もしくは削除し、または会員の参加を制限する義務を負うものではありません。
3. 会員は、WEB サイト利用及びその結果につき、自ら一切の責任を負うものとし、万一、本WEB サイトの利用に関連し他の会員または第三者に対して損害を与えたものとして、当該会員または第三者から何らかの請求をされまたは訴訟が提起された場合、当該会員は、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとし、当法人及び本クラブを一切免責するものとします。但し、当法人（本クラブも含む）の責に帰すべき事由による損害についてはこの限りではありません。

第18条 (会員に関する情報の取扱い)

1. 当法人は、会員の氏名、郵便番号、住所、性別、年齢、電話番号、電子メールアドレス、年会費の決済に必要な情報等（以下総称して「個人情報」という）を取得するものとし、当該情報の保護に必要かつ適切な措置を講じる。
2. 個人情報の利用目的は、以下の各号記載のとおりとします。
 - (1) 本サービス、宣伝物等の送付（電子メール・電話含む。以下同じ）
 - (2) 商品販売

- (3) 当法人に係る各種営業、イベント、キャンペーンの案内
- (4) 本クラブ・既存の商品・本サービス・イベント・キャンペーンの調査・分析・改良、新規の商品・会員特典・サービス・イベント・キャンペーンの開発・運用
- (5) 当法人の商品、本サービス、イベント、キャンペーンに係るアンケートの実施
- (6) 会員等からの問い合わせ等の対応

3. 当法人は、法令に定められた場合を除き、当該会員の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供しません。

4. 当法人は、本クラブに関する業務の一部を第三者に委託し、業務委託先に対して必要な範囲で個人情報を提供する場合があります。

5. 会員は、個人情報の内容に変更があったときは、速やかに所定の方法で事務局に届け出る。

6. 会員の個人情報に従って送付物を送付した場合において、2 回以上送付物が所在先不明等により返送されたときは、当法人は、当該会員に対する送付物の発送を停止することができます。

第19条（著作権等）

1. 当法人が発行する記事・写真等及び本クラブサイトのコンテンツの著作権は、当法人または情報提供者に帰属します。

2. 前項の記事及び写真等のコンテンツ、データ等は私的利用の範囲内で使用し、無断掲載、無断コピーは禁止します。

第20条（免責）

1. 当法人及び本クラブは、その責に帰すべき事由がある場合を除き、会員がスマートフォン等のデジタル機器やインターネット環境を利用しない、または利用できないことによって会員特典を受けられない場合についていかなる責任も負いません。

2. 以下の各号に規定する事由により本クラブ事務局又は当法人の業務が停止した場合、その責に帰すべき事由がある場合を除き、当法人は、その責を負いません。

(1) 天災等の不可抗力の場合

(2) 通信事業者、電気供給事業者、配送業者その他当法人又は事務局の委託先の責に帰すべき事由がある場合

(3) ソフトウェア・ハードウェアの不具合等事務局が直接外部から認識しえない事情がある場合

(4) システムの整備・点検の場合

(5) カードの不良・破損の場合

(6) その他やむを得ない事情がある場合

第21条 (本クラブの終了)

1. 当法人は、事前に会員に対して通知することにより、当法人の裁量で本クラブを閉会し、本サービスの提供を中止することができます。
2. 前項の場合、本クラブ及び本サービスの利用により会員又は第三者が被った損害等に関し、当法人は、その責に帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任及び損害賠償義務を負わないものとする。本条の規定にもとづき本クラブが閉会された場合、会員は、当法人又は本クラブに対し、入会金および年会費の返還、損害賠償等の請求を一切行わないものとします。

第22条 (本規約の変更)

1. 事務局は、事前に予告なく本規約の内容を随時変更することができるものとし、会員は予めこれを承諾するものとします。
2. 変更後の本規約は、本クラブの公式ウェブサイトに表示された時点から、その効力を生じるものとします。
3. 当法人及び本クラブは、第1項による会員サービスの全部もしくは一部の変更、追加または廃止につき、何ら責任を負うものではありません。

第23条 (準拠法)

1. 本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第24条 (合意管轄)

1. 当法人、本クラブ、会員に係る事項及び本規約に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属合意裁判所とします。

附則 この規約は、令和4年3月1日から施行します。